

是正の要求等の執行状況

1 是正の要求（地方自治法第245条の5）

- ※ 国 → 都道府県の自治事務
- ※（国の指示 → ）
都道府県 → 市町村の自治事務・第二号法定受託事務
- ※（緊急の場合）
国 → 市町村の自治事務・第二号法定受託事務

(1) 国から都道府県に対する是正の要求（法第245条の5第1項）

なし

(2) 国から指示を受けた都道府県から市町村に対する是正の要求（法第245条の5第2項・第3項）

1件（平成21年2月16日：東京都から国立市に対する是正の要求）

2 是正の勧告（地方自治法第245条の6）

- ※ 都道府県 → 市町村の自治事務

団体名		是正の勧告の内容	勧告年月日
福島県	泉崎村	財務会計事務の適法な執行について勧告するもの。 <u>自治事務</u>	平成13年2月5日
東京都	杉並区	住民基本台帳法等に規定する事務について、法令に違反し、執行していないため、法令に規定する事務を執行するよう勧告する。 <u>自治事務</u>	平成15年5月30日
東京都	国立市	住民基本台帳法等に規定する事務について、法令に違反し、執行していないため、法令に規定する事務を執行するよう勧告する。 <u>自治事務</u>	平成15年5月30日
福島県	矢祭町	住民基本台帳法等に規定する事務について、法令に違反し、執行していないため、法令に規定する事務を執行するよう勧告する。 <u>自治事務</u>	平成15年6月4日
福島県	北塩原村	固定資産評価基準に基づいていない価格で固定資産課税台帳に登録したのは、地方税法第403条第1項に違反するので、修正して登録するよう勧告する。 <u>自治事務</u>	平成16年10月4日
東京都	国立市	住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する事務について、法令に違反し、執行していないため、法令に規定する事務を執行するよう勧告する。 <u>自治事務</u>	平成20年9月9日

3 是正の指示（地方自治法第245条の7）

- ※ 国 → 都道府県の法定受託事務
- ※ 都道府県 → 市町村の法定受託事務
- ※ (国の指示 →)
都道府県 → 市町村の第一号法定受託事務
- ※ (緊急の場合)
国 → 市町村の第一号法定受託事務

(1) 国から都道府県に対する是正の指示（法第245条の7第1項）

なし

(2) 都道府県の独自の判断による市町村に対する是正の指示（法第245条の7第2項）

団体名		是正の指示の内容	指示年月日
奈良県	大和高田市	現業員の数が社会福祉法第16条に規定する標準数に対して2～3名不足している状況であるため、被保護世帯数に見合った現業員を充足し、実施体制の整備を図ること。 第一号法定受託事務	平成13年4月2日
		現業員の数が社会福祉法第16条に規定する標準数に対して2～3名不足している状況であるため、被保護世帯数に見合った現業員を充足し、実施体制の整備を図ること。 第一号法定受託事務	平成14年10月8日
福島県	いわき市	市農業委員会が行った農地の賃借の許可は法令の規定に違反するため、許可を取り消す等の措置を講ずること。 第一号法定受託事務	平成16年4月30日
青森県	弘前市	障害者福祉手当（福祉手当）・特別障害者手当受給資格調査員証が交付されていないため、速やかに交付を行い、交付簿を整備すること。 第一号法定受託事務	平成17年11月2日

(3) 国から指示を受けた都道府県から市町村に対する是正の指示（法第245条の7第3項）

団体名		是正の指示の内容	指示年月日
奈良県	大和高田市	現業員の数が社会福祉法第16条に規定する標準数に対して2～3名不足している状況であるため、被保護世帯数に見合った現業員を充足し、実施体制の整備を図ること。保護の適正実施を図るため、面接相談員の設置を早急に行うこと。 第一号法定受託事務 (※ 国（厚生労働省）からの指示に基づくもの)	平成14年2月21日

(4) 国から市町村に対する是正の指示（法第245条の7第4項）

なし

4 代執行（地方自治法第245条の8）

なし

※注1 「地方自治月報第53号」「地方自治月報第54号」（総務省）等のデータを基に作成。

※注2 「地方自治月報第53号」は、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの状況を、「地方自治月報第54号」は、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの状況を調査し取りまとめたもの。

※注3 上記調査のほか、当省にて把握しているものを含めている。